

## 白山商工会議所青年部マスコットキャラクター「あさがおっさん」着ぐるみ使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、白山商工会議所青年部マスコットキャラクター「あさがおっさん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、白山商工会議所青年部会長（以下「会長」という）に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2、前項の申請書は、使用期間初日前3ヶ月から使用期間初日前7日までの期間に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

### (貸与の禁止)

第3条 会長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を不許可とする。

- 一、白山市及び白山商工会議所並びに同青年部の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二、着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三、法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五、その他、会長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

- 2、前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

### (使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は白山市内の公共性の高い団体及び白山商工会議所会員企業は、無料とする。その他の企業、団体は、使用料（保守維持費）として、金5,000円を支払う。ただし、会長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一、許可された用途のみに使用すること。
- 二、使用期間を遵守すること。
- 三、着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- 四、転貸の禁止
- 五、その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第7条 使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、会長及び白山商工会議所青年部はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 二、前項の規定に関わらず、会長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。
- 三、着ぐるみの全部または一部を、破損または遺失した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、その損害を賠償しなければならない。

(許可者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、会長は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年7月1日より施行する。